

買取制度運用ワーキンググループ（第6回）

2015年5月18日

佐藤 泉

回避可能費用の算定方法の見直しについて、以下のとおり意見を述べます。

前提としては、回避可能費用は市場価格指標を基本とすることが適切であると考えます。

しかし、平成25年度において、卸電力取引所で取引された電力量が小売販売電力量に占める比率は1.3%に留まっており、市場が成熟しているとは言い難い状況です。

また、今後市場が活性化するかどうかは、既存の大手電気事業者が市場を積極的に利用するかどうかに依存していますが、市場を活性化させるためのインセンティブが十分に講じられているとは思えません。

そこで、国としては、まず、卸電力取引所で取引される電力量が全体の20%を占めるように、誘導策を講じることが必要であると考えます。たとえば、一定以上の発電能力を有する事業者は、一定程度の市場の利用を義務付けるという方法です。

そのうえで、卸電力取引所で取引される電力量が全外の20%を継続的に超える状況となった時点以降、回避可能費用の算定を市場価格指標とし、それまでは現行の回避可能費用の算定方法を変更しないという案を提案します。

以上